

意見書

議案第36号、四條畷市公共建築物の長寿命化の検討を義務付ける条例につきまして、地方自治法第74条第3項の規定に基づき、私の意見を付し、ご提案を申し上げます。

はじめに、本条例の根幹となる国のインフラ長寿命化基本計画は、画一的に延命を図るのではなく、施設の老朽度、利用実態の他、維持管理費の推移や今後の活用等、様々な観点により総合的に勘案し、施設の集約、集合、あるいは転用を含む将来を見通した整備を行うことを主意としています。

この概念を申し上げたうえ、現状に取り組む内容に移らせていただきます。

先ず、本市が本年中に取りまとめる公共施設等総合管理計画については、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、策定していく地方公共団体の行動計画であり、持続可能な行財政運営に配慮しつつ、本市を取り巻く社会情勢、まちづくりの方向性及び市民ニーズ等を要素に、施設等の効果的、効率的な維持管理を行うことを主たる趣旨としております。

一方、教育環境整備計画は、次代を担う子どもたちの教育の場を実情に即し、早期に整えることを主眼に置き、西部地域において、少子化に伴う学校規模の適正化、同一小学校からの進学先の相違、校舎の老朽化という3つの緊急課題を解消すべく、6小学校3中学校を4小学校2中学校に再編し、実行するものであります。

とりわけ、新小学校の整備に際しましては、より充実した教育環境をという揺るぎない方針に基づき、具体的、多面的な検討を重ね、その結果として、現南中学校の施設設備が小学校仕様と異なる点、発表、交流のスペース等に創意工夫を活かした設計の自由度を勘案すべき点、現施設が土砂災害警戒区域に立地し、安心安全度を高める点から、長寿命化の工法は該当せず、新築による整備を決断した次第であります。

なお、他の学校校舎を含む今後の公共施設等の整備に向けては、これまで同様、長寿命化も一つの方法に挙げ検討する考えであり、それを義務付けた条例の制定までは必要がないと思慮いたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第36号、四條畷市公共建築物の長寿命化の検討を義務付ける条例制定に対する私の意見とさせていただきます。

議員皆様におかれましては、ご審議を賜り、適切なお判断くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成28年6月7日

四條畷市長 土 井 一 憲